

## 第 53 回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 4 月 10 日（金） 9:57～12:06
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 廣松毅
  - （委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一
  - （専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子
  - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
  - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか
- 4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について
- 5 概 要

- 最初に、前回部会で委員等から指摘事項があった「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(1) 報告を求める事項」の「ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」及び「イ その他の調査票の構成の見直し」について、調査実施者からの追加説明及び審議が行われ、変更内容についておおむね適当とされた。

なお、次回部会において、調査票の記入に当たり使用する「分類表」について、確認することとされた。

- 続いて、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(1) 報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し」について調査実施者からの説明と事務局からの補足説明が行われ、次回部会において、引き続き、審議が行われることとなった。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 調査事項の記入の可否は、その調査事項が複雑だったことと、調査員の確保が困難だったことのいずれに左右されたのか。調査員の確保が難しいことは、前回部会における地方公共団体の意見により理解しているが、調査員の確保ができた場合、調査票を簡素化すべきものなのか。
  - ← 調査員の確保と調査票の複雑さの両面の問題があると考えるが、調査員の数が十分に確保できたとしても、前回の調査票のままでは十分に記入していただけないと考えている。
- ・ 今回の個人経営調査票の設計に係る産業特性事項関連の調査事項の削除においては、シェア等を判断基準として、見直しを検討したのではないのか。

- ← 調査事項の削除については、代替情報により本調査で把握する必要がなくなった場合や、標本調査で把握している調査事項を全数調査である本調査で把握する必要性があるかなどを総合的に判断した結果、このような整理となった。
- ・ 前回部会における議論は、個人経営調査票の産業共通事項をできる限り正確に把握し、産業特性事項については報告者等の負担軽減にも資するため、簡素化するというものであったが、客観的な判断材料が示されなかったため、今回に議論を持ち越したものと理解している。今回の補足説明により、より明確な判断材料が示されたことから、個人的には集中と選択の観点から、今回の変更は妥当と考える。
  - ・ 調査票の汎用化は、調査事務の簡素化などのメリットがある反面、調査事項の説明が報告者に理解されにくいなどというデメリットもあることに留意し、報告者にとって可能な限り分かりやすい調査票となるよう努力していただきたい。また、今後の社会情勢の変化に伴って調査事項の変更が必要となった場合には、汎用化された調査票では機動的な対応が難しい可能性もあるので、留意いただきたい。
  - ・ 「事業別売上（収入）金額の内訳」欄については、どの産業について回答すれば良いのかが、設問の誘導文だけではあまり明確でないように思われる。
    - ← この欄を記入していただく際には、別途「分類表」を配布の上、そちらを確認しながら記入することになっている。次回の部会において提示させていただきたい。
  - ・ 調査票の設計に当たって、文字をユニバーサルデザインにすることや、色彩を工夫するなど、報告者の立場に立った設計を行うとの説明があり、それであれば、多少なりとも負担感は軽減されるように思われる。また、文字を拡大した補助調査票の作成は非常に良い取組だと思われ、是非よろしくお願ひしたい。
  - ・ 調査票の簡素化による審査の軽減といったメリットがどこに活かされるのか、判然としないが、今回の変更により審査事務に変更があるのか。
    - ← 明確な審査事務の変更はないが、前回調査では、市町村において、個人経営の産業特性事項の審査に大きな労力を割かれており、今回の個人経営の調査事項の簡素化により、市町村において法人・企業といった他の調査票の審査に労力を投入できることになると考えている。
  - ・ 調査事項間の関連エラーチェックには、調査事項の未記入によるエラーも含まれていると思うが、エラー発生の要因や、そのデータが改善に活かされるのかを御教示いただきたい。
    - ← 調査事項間の数値の不整合が多いものと考えており、今回の個人経営調査票の簡素化により、改善されるものと想定している。
    - ← 報告者には調査票とともに「調査票の記入のしかた」を配布しており、今後、調査票が確定次第、その作成に当っては、前回のエラー発生状況が改善に役立つものと考えている。
  - ・ 調査実施時期を2月から6月に変更するメリットは十分に理解できたが、一方でデメリットもあると思われる。例えば、平成28年中に新設された企業については、平成27年暦年を対象に回答を求めている「年間商品仕入額」などは回答できないのではないかと。
    - ← 御指摘の通り、メリット・デメリットの両面があることは認識している。しかしながら、どこかに調査期日を設定する必要があると、「経済センサスの枠組みについて」等の

考え方を基に、今回、整理したものである。

- ・ 経済センサス - 活動調査の実施時期については様々な要因で決まっているものと認識している。そもそもの設立時にあった議論を整理した「経済センサスの枠組みについて」があるが、ここでは、調査実施年前年を調査するに当たり、報告者が経理事項をまとめる時期との近さや調査結果の公表の迅速さといったところはもちろんのこと、株主総会や選挙、国勢調査等との関係も踏まえ、6月～7月と整理したものである。なお、前回の経済センサス - 活動調査は、内閣府の国民経済計算との関係で最終的に2月の調査に変更になったものであり、今回の変更は、当初の考え方に戻すものと認識している。
- ・ 前回部会における議論で、個人経営において削除される製造業に関する調査結果について、全体に占める個人経営の事業所の割合はほとんどが1%未満であること等が記載されていたが、これは、実際に金額が小さかったためなのか、それとも記入率が低いために割合が小さくなったのかが不明瞭だったため、今回に議論を持ち越したものと理解している。今回の補足説明により、製造業における個人経営の金額が実際に小さかったということが理解できた。

## 6 その他

今回は、平成27年5月8日（金）13時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。